

令和7年第1回尾張北部環境組合議会 臨時 会 会 議 録

会 期 令和7年7月28日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議長選挙
- 追加日程第1 副議長選挙
- 日程第6 尾張北部環境組合管理者選挙
- 日程第7 議案第8号 尾張北部環境組合監査委員の選任について
(識見を有する者のうちから選任される者)
- 日程第8 議案第9号 尾張北部環境組合監査委員の選任について
(組合議員のうちから選任される者)
- 日程第9 議案第10号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 報告第1号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 議員提出議案第2号 議員派遣の件

出席議員（12名）

第1番	岡 覚 君	第2番	光清 毅 君
第3番	増田 修治 君	第4番	堀 元 君
第5番	伊藤 吉弘 君	第6番	岡地 清仁 君
第7番	江幡満世志 君	第8番	酒井 一平 君
第9番	飯田 正志 君	第10番	佐藤智恵子 君
第11番	大河原光雄 君	第12番	市橋 英男 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長 仙田 裁也 君

書記 松浦 克哉 君

説明のため出席した者の職・氏名

管理者 澤田 和延 君

副管理者 原 欣伸 君

副管理者 鈴木 雅博 君

副管理者 鯖瀬 武 君

犬山市経済環境部長 小池 信和 君

犬山市環境課長 疇地 利哉 君

江南市経済環境部長 平野 勝庸 君

江南市環境課長 相京 政樹 君

大口町まちづくり部長 佐橋 竜午 君

大口町環境対策室長 滝 和彦 君

扶桑町生活安全部長 長谷川明夫 君

扶桑町環境課長 池田 聡 君

事務局長 石坂 育己 君

総務課副主幹 小川 誠二 君

総務課主査 倉知 嗣人 君

◎開会の宣告

○副議長（大河原光雄君） 皆さん、こんにちは。副議長の大河原でございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年第 1 回尾張北部環境組合議会臨時会を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

初めに、議長であった犬山市の小川議員におかれましては、5 月の犬山市議会において組合議員に選出されませんでしたので、議長が欠員となっております。

議長が選出されるまでの間は、地方自治法第106条第 1 項の規定により、副議長が議長の職務を務めさせていただきます。

さて、議員の皆様方には、御多忙中の中、本臨時会に御参集を賜り、誠に厚く御礼を申し上げます。

また、当局の皆様におかれましても、本議会の円滑な運営に御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以後、着席して進めさせていただきます。

澤田江南市長。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、こんにちは。

令和 7 年第 1 回尾張北部環境組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変暑い中、また御多用の中をこうして御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素は新ごみ処理施設建設に当たりまして、格別なる御高配賜っておりますこと感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

本臨時会におきまして御審議をお願いいたします案件は、尾張北部環境組合監査委員の選任についてをはじめ 4 議案及び 1 報告でございます。また、議員提出の議案といたしまして、議会行政視察に伴う議員派遣の件について御審議をお願いするものでございます。

いずれも重要な案件でございます。慎重に御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（大河原光雄君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 1 回尾張北部環境組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

◎議席の指定

○副議長（大河原光雄君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議席は、ただいま御着席の議席のとおりといたします。

このたび、構成市町から組合議員が改めて選出され、初めての組合議会でもございます。改めて、議員全員の方に自己紹介をお願いしたいと存じます。

議員名簿の議席番号1番の岡議員から順に、自席にて自己紹介をお願いいたします。

○1番（岡 覚君） 犬山市議会選出の岡覚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（光清 毅君） 同じく犬山市議会選出の光清毅です。よろしくお願いいたします。

○3番（増田修治君） 同じく犬山市議会選出の増田修治と申します。よろしくお願いいたします。

○4番（堀 元君） 江南市議会の堀でございます。よろしくどうぞお願いします。

○5番（伊藤吉弘君） 同じく伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○6番（岡地清仁君） 同じく岡地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（江幡満世志君） 大口町議会より江幡満世志です。よろしくお願いいたします。

○8番（酒井一平君） 同じく酒井一平です。よろしくお願いいたします。

○9番（飯田正志君） 同じく飯田正志です。よろしくお願いいたします。

○10番（佐藤智恵子君） 扶桑町の佐藤智恵子です。よろしくお願いいたします。

○11番（大河原光雄君） 扶桑町議会の大河原です。よろしくお願いいたします。

○12番（市橋英男君） 扶桑町議会の市橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（大河原光雄君） ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（大河原光雄君） 続きまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、2番 光清毅議員、7番 江幡満世志議員を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（大河原光雄君） 続きまして、日程第3、会期の決定を議題とします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付しました会期日程（案）のとおり、本日１日とすることに意見の一致を見ております。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日１日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（大河原光雄君） 日程第４、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本臨時会の説明員として、当局の関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長の選挙

○副議長（大河原光雄君） 続いて、日程第５、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

ここで、指名者を議員の皆様の中から決めたいと思いますが、７月16日に開催されました議員代表者会議におきまして合意を得ましたとおり、副議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、指名者を副議長において指名することに決しました。

指名者は４番 堀元議員にお願いいたします。

では、堀議員。

○4番（堀 元君） 一番何か年長だそうでありますので、指名をさせていただきます。

議長に11番 大河原光雄議員を指名いたします。

○副議長（大河原光雄君） ただいま11番、私、大河原が指名されました。11番 大河原を議長
当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの指名によりまして、11
番 大河原が議長に当選をいたしました。

それでは、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○新議長（大河原光雄君） ただいま私が議長に当選いたしましたので、お許しをいただきまし
て、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様から御推挙をいただき、議長に就任させていただくことになりました扶
桑町議会の大河原でございます。よろしくお願いいたします。

この組合が進めております新ごみ処理施設整備・運営事業におきましては、住民の皆様の関
心が非常に高いものと思います。組合議会といたしましても、この新ごみ処理施設がよりよい
ものとなるよう、慎重な議論をしてみたいと思います。微力ではございますが、円滑な議
会運営ができますよう、努力を尽くす決意でございます。

議員の皆様方の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、議長就任の挨拶と
させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは新議長として進めさせていただきますが、ここで暫時休憩といたしま
す。

（午後2時09分 休憩）

○議長（大河原光雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後2時09分 再開）

○議長（大河原光雄君） それでは、ここで副議長の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと
思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。

◎副議長の選挙

○議長（大河原光雄君） これより、追加日程第1、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に8番 酒井一平議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました8番 酒井一平議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8番 酒井一平議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました酒井一平議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

（酒井一平君挙手）

○議長（大河原光雄君） 酒井副議長。

○新副議長（酒井一平君） 皆さん、改めましてこんにちは。大口町議会選出の酒井一平です。

議長より発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

まずは、副議長への御推挙、誠にありがとうございます。

議会では大河原議長をお支えしまして、議会のスムーズな運営に努めてまいります。議員の皆様におかれましては、何とぞ御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではありますが副議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大河原光雄君） ありがとうございました。

◎尾張北部環境組合管理者の選挙

○議長（大河原光雄君） 続きまして、日程第6、尾張北部環境組合管理者の選挙を行います。

管理者の任期が7月27日に満了となったため、管理者の選挙を行う必要があります。

管理者は、尾張北部環境組合規約第7条第2項の規定により、組合の議会において、組合市町の長のうちから選挙することとなっております。

お諮りいたします。管理者の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

尾張北部環境組合管理者に澤田和延江南市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました澤田和延江南市長を管理者の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました澤田和延江南市長が管理者に当選されました。

管理者に当選されました澤田和延江南市長が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

（澤田和延君挙手）

○議長（大河原光雄君） ただいま管理者に当選されました澤田和延江南市長から発言の申出がありますので、これを許します。

○管理者（澤田和延君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま管理者選挙におきまして、議員の皆様方から管理者として御推挙をいただきました江南市長の澤田和延でございます。大変光栄に存じますとともに、その責任の重さを改めて重く感じておるところでございます。

引き続き副管理者であります鈴木町長、原市長、鯖瀬町長と力を合わせ、市町の責務であるごみ処理について、2市2町23万人の住民の皆様、に、将来にわたって安全に快適で衛生的な生活を確保できるよう、新たなごみ処理施設を建設し、供用開始ができるまで、しっかりと私の責任を全うしてまいります。

議員の皆様方には、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、就任の挨拶

とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（大河原光雄君） ありがとうございました。

◎議案第8号について（提案説明・採決）

○議長（大河原光雄君） 続きまして、日程第7、議案第8号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 着座にて失礼します。

それでは、議案第8号について御説明させていただきますので、議案書の1ページをお願いいたします。

令和7年議案第8号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてでございます。

識見を有する者のうちから選任される尾張北部環境組合監査委員に、間宮勝則さんを選任したいから、尾張北部環境組合同約第8条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、監査委員の後藤滋幹さんが令和7年7月27日をもって辞職されたことに伴い、後任の方を選任する必要があるからでございます。

2ページには、間宮勝則さんの略歴を掲げております。

また、3ページには、根拠規定として尾張北部環境組合同約の抜粋を掲げております。

議案第8号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大河原光雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、日程第8、議案第9号の議題に入ります。

除斥事由に該当するため、岡覚議員の退場を命じます。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 2 時 17 分 休憩)

○議長（大河原光雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2 時 17 分 再開)

◎議案第 9 号について（提案説明・採決）

○議長（大河原光雄君） それでは、日程第 8、議案第 9 号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 議案第 9 号につきまして御説明させていただきますので、議案書の 4 ページをお願いいたします。

令和 7 年議案第 9 号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてでございます。

組合議員のうちから選任される尾張北部環境組合監査委員に、岡覚さんを選任したいから、尾張北部環境組合規約第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、監査委員の尾関昭さんが令和 7 年 5 月 14 日をもって組合議員ではなくなったことに伴い、後任の方を選任する必要があるからでございます。

5 ページには、根拠規定として尾張北部環境組合規約の抜粋を掲げております。

議案第 9 号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大河原光雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

本案につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

岡覚議員の退場を解きます。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 2 時19分 休憩)

○議長（大河原光雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後 2 時19分 再開)

(岡覚君挙手)

○議長（大河原光雄君） ただいま組合議員のうちから選任される監査委員に選任されました岡覚議員より発言の申出がありますので、これを許します。

岡議員。

○1 番（岡 覚君） ただいま議員各位の賛同を賜り、私、犬山市選出の岡覚ですが、議選の監査委員に就任することになりました。

監査委員としての役割、責務を自覚し、識見の間宮監査委員と共に誠心誠意努めてまいり所存でございます。皆様の格別の御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大河原光雄君） ありがとうございました。

続きまして、日程第 9、議案第10号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第10、議案第11号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまでを議題といたします。

続いて、お諮りいたします。これより、当局から 2 議案を一括で提案理由の説明を行っていただいた後、1 議案ごとに質疑を行い、全議案の質疑が終わったところで 1 議案ごとに討論、採決を進めてまいります。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。それでは、2 議案一括での提案理由の説明の後、1 議案ごとに質疑を行うことといたします。

◎議案第10号及び議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大河原光雄君） 日程第 9、議案第10号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第10、議案第11号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまでの提案理由の説明を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議案第10号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明をいたしますので、議案書の 6 ページをお願いいたし

ます。

尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の免除の見直しや、仕事と育児及び介護の両立支援制度に関する周知の強化等を図る必要があるからでございます。

主な改正点といたしましては、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の規定、また妊娠、出産等についての申出をした職員等及び配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定を新たに追加するものでございます。

7ページから10ページにかけまして、条例（案）を掲げております。改正内容につきましては、条例（案）の新旧対照表により御説明をいたしますので、11ページをお願いいたします。

まず、第8条、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の規定を新たに追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。

最下段の第8条の2、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定におきまして、さきの第8条が追加されたことによる条番号の整理のほか、第1項及び第4項中の小学校就学の始期に達するまでの子に関する括弧書きが不要となったことによる該当箇所の削除等をしたものでございます。

15ページをお願いいたします。

下段、第15条、介護休暇に関する規定の第1項におきまして、後に続く第18条の3、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等に関する規定の第1項で引用するための定義づけの規定を追加したものでございます。

16ページをお願いいたします。

第18条の2、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定を新たに追加するものでございます。

17ページをお願いいたします。

最下段、第18条の3、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定を新たに追加するものでございます。

18ページをお願いいたします。

中段、第18条の4、勤務環境の整備に関する措置の規定を新たに追加するものでございます。

最後に、恐れ入りますが、10ページをお願いいたします。

この改正条例の附則について御説明をいたします。

附則の１として、施行期日については、この条例は、令和７年10月１日から、次項の規定は公布の日から施行するものでございます。

附則の２として、経過措置については、任命権者は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後の尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができるものでございます。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなすものでございます。

続きまして、議案第11号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明をいたしますので、議案書の19ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の多様化を図るため、改正する必要があるからでございます。

主な改正点といたしましては、現行の１日のうち２時間を超えない範囲で勤務しないことができる部分休業を第１号部分休業とし、それに加えて、１年に10日相当の時間数の範囲内で１日当たりの上限時間数に関係なく勤務しないことができる部分休業を第２号部分休業として新設するものでございます。

20ページから21ページにかけて条例（案）を掲げております。改正内容につきましては、条例（案）の新旧対照表により御説明をいたしますので、22ページをお願いいたします。

まず、第１条、趣旨の規定におきましては、法律改正に伴う条ずれを解消するため、改めるものでございます。

次に、その下、第17条、部分休業をすることができない職員に関する規定におきまして、部分休業をすることができない職員の条件を、人事院規則の改正に合わせて、第２号中の文言を削るものでございます。

次に、その下、第18条、第１号部分休業の承認に関する規定におきまして、見出し中、現行の「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、第１項中の条文を人事院規則の改正に合わせて改めるものでございます。また、同条第２項及び第３項におきまして、第１項の改正により文言を改めるものでございます。

次に、24ページ上段をお願いいたします。

第18条の２から25ページ中段、第18条の５までの規定につきましては、新設された第２号部分休業に関する規定により新たに追加するものでございます。

なお、第18条の２は第２号部分休業の承認についての規定、第18条の３は育児休業法第19条

第2項の条例で定める1年の期間についての規定、第18条の4は育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間についての規定、第18条の5は育児休業法第19条第3項の条例で定める特別な事情についての規定でございます。

次に、25ページ最下段をお願いいたします。

第19条、部分休業をしている職員の給与の取扱いに関する規定におきまして、部分休業の根拠条文を明記するため、改めるものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

第20条、部分休業の承認の取消事由に関する規定におきまして、法律改正に合わせた内容に改正するものでございます。

最後に、恐れ入りますが、21ページにお戻りください。

この改正条例の附則について御説明をいたします。

附則の1として、施行期日については、この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

附則の2として、経過措置につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」、同条第2号中「10」とあるのは「5」とするものでございます。

以上で、議案第10号、議案第11号の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（大河原光雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに質疑を行います。

なお、質疑は尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

まず、議案第10号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（大河原光雄君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第10号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第11号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第11号の質疑を終結いたします。

以上で日程第9、議案第10号から日程第10、議案第11号までの議案に対する質疑が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後2時35分 休憩）

○議長（大河原光雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後2時37分 再開）

○議長（大河原光雄君） これより、1議案ごとに討論を行った後、採決を行います。

最初に、議案第10号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第10号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第11号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第11号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◎報告第1号について（提案説明・質疑）

○議長（大河原光雄君） 続きまして、日程第11、報告第1号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、報告第1号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明をいたしますので、議案書の27ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものでございます。
28ページをお願いいたします。横向きの資料でございます。

令和6年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書に掲げておりますのは、事業名、出入路整備事業でございます。

令和7年2月の補正予算にて翌年度への繰越しをお認めいただいているものでございます。
繰越額につきましては、3,142万9,000円でございます。財源内訳としては、一般財源のみでございます。

なお、参考といたしまして、繰越額の明細表を29ページに掲げております。よろしくお願いいたします。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（大河原光雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

報告第1号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 質疑なしと認めます。これをもって日程第11、報告第1号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書についての質疑を終結いたします。

◎議員提出議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（大河原光雄君） 続いて、日程第12、議員提出議案第2号 議員派遣の件を議題といたします。

提出者の光清毅議員に提案理由の説明を求めます。

光清議員。

○2番（光清 毅君） それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

議員提出議案第2号 議員派遣の件について私から説明をさせていただきます。

本案につきましては、尾張北部環境組合議会会議規則第99条第1項の規定により提出するものです。

提案理由といたしましては、議員を令和7年度尾張北部環境組合議会行政視察に派遣する必要があるからであります。

32ページを御覧ください。

派遣目的は、環境施策の調査のためでございます。

派遣場所につきましては、広島県広島市中区南吉島一丁目5番1号、広島市環境局中工場。

派遣期間は、令和8年1月13日火曜日の1日間。

派遣議員は、組合議員全員であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大河原光雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、提案いたしました全ての案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、また適切な御議決をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

大変お疲れのところ恐縮ではございますけれども、本日は、この後、議員全員協議会を予定しております。引き続き御理解、御協力のほどを賜りますようお願いを申し上げ、簡単でありますけれども、閉会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大河原光雄君） ありがとうございました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、終始熱心に御審議をいただき、全ての案件に対し適切な議決をされまして、無事閉会することを厚く御礼申し上げます。

組合当局におかれましては、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（大河原光雄君） これをもって、令和7年第1回尾張北部環境組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後2時45分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 大河原 光雄

議 会 議 員 光清 毅

議 会 議 員 江幡 満世志